

児童福祉法施行令及び地方自治法施行令の一部を改正する政令案 新旧対照条文【平成30年4月2日施行予定】

目次

○ 児童福祉法施行令（昭和二十三年政令第七十四号）（抄）（第一条関係）	1
○ 地方自治法施行令（昭和二十二年政令第十六号）（抄）（第二条関係）	2

改 正 案	現 行
<p>第四十五条の三（略） ②～⑤（略）</p> <p>⑥ 第一項及び第二項の場合においては、第四項に規定する児童福祉に関する審議会その他の合議制の機関は、法第八条第八項、第二十七条第六項、第三十三条の十五第三項、第三十五条第六項、第四十六条第四項及び第五十九条第五項の規定による権限を有するものとする。この場合において、第四項に規定する児童福祉に関する審議会その他の合議制の機関を都道府県児童福祉審議会とみなして、法第三十三条の十二第一項及び第三項、第三十三条の十三並びに第三十三条の十五第一項、第二項及び第四項の規定を適用する。</p> <p>⑦～⑨（略）</p>	<p>第四十五条の三（略） ②～⑤（略）</p> <p>⑥ 第一項及び第二項の場合においては、第四項に規定する児童福祉に関する審議会その他の合議制の機関は、法第八条第八項、第二十七条第六項、第三十三条第五項、第三十三条の十五第三項、第三十五条第六項、第四十六条第四項及び第五十九条第五項の規定による権限を有するものとする。この場合においては、第四項に規定する児童福祉に関する審議会その他の合議制の機関を都道府県児童福祉審議会とみなして、法第三十三条の十二第一項及び第三項、第三十三条の十三並びに第三十三条の十五第一項、第二項及び第四項の規定を適用する。</p> <p>⑦～⑨（略）</p>

改正案	現行
<p>（児童福祉に関する事務） 第七百七十四条の二十六（略） 2～4（略） 5 第一項の場合においては、第三項に規定する児童福祉に関する審議会その他の合議制の機関及び同項ただし書に規定する指定都市に置かれる地方社会福祉審議会は、児童福祉法第八條第八項、第二十七條第六項、第三十三條の十五第三項、第三十五條第六項、第四十六條第四項及び第五十九條第五項の規定による権限を有するものとする。この場合においては、第三項に規定する児童福祉に関する審議会その他の合議制の機関及び同項ただし書に規定する指定都市に置かれる地方社会福祉審議会を同法第八條第二項に規定する都道府県児童福祉審議会とみなして、同法第三十三條の十二第一項及び第三項、第三十三條の十三並びに第三十三條の十五第一項、第二項及び第四項並びに児童虐待の防止等に関する法律第十三條の五の規定を適用する。 6～8（略）</p> <p>（児童福祉に関する事務） 第七百七十四条の四十九の二（略）</p>	<p>（児童福祉に関する事務） 第七百七十四条の二十六（略） 2～4（略） 5 第一項の場合においては、第三項に規定する児童福祉に関する審議会その他の合議制の機関及び同項ただし書に規定する指定都市に置かれる地方社会福祉審議会は、児童福祉法第八條第八項、第二十七條第六項、第三十三條第五項、第三十三條の十五第三項、第三十五條第六項、第四十六條第四項及び第五十九條第五項の規定による権限を有するものとする。この場合においては、第三項に規定する児童福祉に関する審議会その他の合議制の機関及び同項ただし書に規定する指定都市に置かれる地方社会福祉審議会を同法第八條第二項に規定する都道府県児童福祉審議会とみなして、同法第三十三條の十二第一項及び第三項、第三十三條の十三並びに第三十三條の十五第一項、第二項及び第四項並びに児童虐待の防止等に関する法律第十三條の五の規定を適用する。 6～8（略）</p> <p>（児童福祉に関する事務） 第七百七十四条の四十九の二（略）</p>

2 (略)

3 第七百七十四条の二十六第二項から第四項まで、第五項前段、第六項及び第八項の規定は、中核市について準用する。この場合において、同条第二項中「前項」とあるのは「第七百七十四条の四十九の二第一項」と、同条第三項中「第一項の場合」とあるのは「第七百七十四条の四十九の二第一項の場合」と、同条第四項中「第一項」とあるのは「第七百七十四条の四十九の二第一項」と、同条第五項前段中「第一項」とあるのは「第七百七十四条の四十九の二第一項」と、「第二十七条第六項、第三十三条の十五第三項、第三十五条第六項」とあるのは「第三十五条第六項」と、同条第六項中「第一項の」とあるのは「第七百七十四条の四十九の二第一項の」と、「第十条第二項及び第三項、第十八条第一項及び第三項」とあるのは「第十八条第一項」と、「並びに」とあるのは「及び」と、同条第八項中「第二百五十二条の十九第二項」とあるのは「第二百五十二条の二十二第二項」と、「児童福祉法第三十四条の五第一項の規定による障害児通所支援事業等、児童自立生活援助事業又は小規模住居型児童養育事業についての都道府県知事の質問等に関する規定、同法第三十四条の六の規定による障害児通所支援事業等、児童自立生活援助事業又は小規模住居型児童養育事業の制限又は停止についての都道府県知事の命令に関する規定、同法」とあるのは「児童福祉法」と、「第四項の規定による児童福祉施設」とあるのは「第四項の規定による第七百七十四条の四十九の二第一項第二十号に規定する特定児童福祉施設」と、「第三十八条の規定による児童福祉施設」とあるのは「第三十八条の規定による同号に規定する特定児童福祉施設」と読み替えるものとする。

2 (略)

3 第七百七十四条の二十六第二項から第四項まで、第五項前段、第六項及び第八項の規定は、中核市について準用する。この場合において、同条第二項中「前項」とあるのは「第七百七十四条の四十九の二第一項」と、同条第三項中「第一項の場合」とあるのは「第七百七十四条の四十九の二第一項の場合」と、同条第四項中「第一項」とあるのは「第七百七十四条の四十九の二第一項」と、同条第五項前段中「第一項」とあるのは「第七百七十四条の四十九の二第一項」と、「第二十七条第六項、第三十三条第五項、第三十三条の十五第三項、第三十五条第六項」とあるのは「第三十五条第六項」と、同条第六項中「第一項の」とあるのは「第七百七十四条の四十九の二第一項の」と、「第十条第二項及び第三項、第十八条第一項及び第三項」とあるのは「第十八条第一項」と、「並びに」とあるのは「及び」と、同条第八項中「第二百五十二条の十九第二項」とあるのは「第二百五十二条の二十二第二項」と、「児童福祉法第三十四条の五第一項の規定による障害児通所支援事業等、児童自立生活援助事業又は小規模住居型児童養育事業についての都道府県知事の質問等に関する規定、同法第三十四条の六の規定による障害児通所支援事業等、児童自立生活援助事業又は小規模住居型児童養育事業の制限又は停止についての都道府県知事の命令に関する規定、同法」とあるのは「児童福祉法」と、「第四項の規定による児童福祉施設」とあるのは「第四項の規定による第七百七十四条の四十九の二第一項第二十号に規定する特定児童福祉施設」と、「第三十八条の規定による児童福祉施設」とあるのは「第三十八条の規定による同号に規定する特定児童福祉施設」と読み替える

ものとする。